

平成30年度 熊本市療育支援ネットワーク会議 代表者会議

日時：平成31年1月18日（金）18：00～20：00

場所：熊本市総合保健福祉センター1階 大会議室

次第

- 1 開会
- 2 部長挨拶
- 3 委員委嘱
- 4 会長紹介
- 5 委員選出
- 6 議事
会議のテーマ「子ども発達支援センターの地域支援のあり方～連携の課題～」について
- 7 閉会

出席委員 菊池委員、市原委員、竹内委員、弥永委員、硯川委員、勝本委員、田之上委員、園田委員、守本委員、後藤委員、大谷委員、坂口委員

事務局 山崎障がい者支援部長、松葉佐子ども発達支援センター所長、中村子ども発達支援センター副所長、幅熊本市発達障がい者支援センターみなわ所長、鶴田総合支援課特別支援教育室主任指導主事、田上障がい保健福祉課主事、村尾保育幼稚園課主幹、木庭子ども政策課技術主幹、山下南区保健子ども課主査

欠席 伊藤委員、高田委員

傍聴 2名

- 1 開会
(事務局)
略
- 2 部長挨拶
(部長)
略
- 3 委員委嘱
(事務局)
略
- 4 委員紹介
(各委員)
略
- 5 会長選出
(委員)
略
- 6 議事
会議のテーマ「子ども発達支援センターの地域支援のあり方～連携の課題～」について

(菊池会長)

それでは議事に入らせていただきます。今回の療育支援ネットワーク会議のテーマは、「子ども発達支援センターの地域支援のあり方～連携の課題～」です。熊本市子ども発達支援センターができて 10 年になると伺っていますが、山崎部長がご挨拶で触れられた通り、児童福祉法の改正をはじめとして、障がい児を取り巻く環境はこの 10 年で大きく変化しています。熊本市の障がい児支援において、子ども発達支援センターが果たすべき役割について、地域の支援者である委員の皆様と共に、もう一度検討していく良い機会であると思います。まずは、子ども発達支援センターがこの 10 年で行ってきた支援の現状と、関係機関との連携における課題、そして今後、当センターが担っていくべき役割について、子ども発達支援センターの松葉佐所長と田代主任技師に報告していただきます。

(子ども発達支援センター松葉佐所長)

今年度の療育支援ネットワーク会議の議題として「子ども発達支援センターの地域支援のあり方～連携の課題～」を挙げました。皆様ご存知のように、当センターは平成 20 年に開所いたしまして、今年度は 11 年目に当たります。

当センターは、熊本市子ども発達支援センター条例に基づいて、次の 2 つの役割を担って発足しました。それは、障がいの早期発見と早期支援及び情報の共有による地域支援、ネットワーク型の療育システムの充実です。発足当時は、地域の要請に合致していたと思われま。平成 24 年に障害者自立支援法が施行され、児童の通所支援が、ライフステージに合わせて、就学前の児童発達支援と学童期の放課後等デイサービスに一元化されました。その後、児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの事業所が年々増加していることは皆様ご存知の通りです。背景には、発達障がいや発達障がいの疑われる子どもの増加があることは疑いないと思います。当センターの当初の役割が、現在の地域の要請に合っているだろうか、という問題提起が今回の会議のテーマにつながりました。

これまでの療育支援ネットワーク会議の議事録から、熊本市のネットワーク型発達支援システムの体制図について、意見を抜き出したものがこちらです。

法的な根拠が変わり、新しい地域資源が出てきている中で、常に現状に合わせた改善、再検討が必要ではないかというご意見です。子ども発達支援センター条例第 3 条第 5 項に「発達障害者支援法第 14 条第 1 項」に規定する業務、つまり発達障害者支援センターのことが書いてあります。のちに、障害者総合支援法が制定されましたので、このことを指していると考えられます。

それから、児童発達支援センターの位置づけが不明確という点や、二次支援に位置する事業所、医療機関が横並びになっているというのをおかしいのではないかということ。

また、県ではこども総合療育センターが拠点となり、二次圏域として各圏域に地域療育センターが設置され、そして地域があるというシステムになっているなどのご意見でした。

これは、熊本市のネットワーク型発達支援システムを示したスライドです。一次支援機関として、障がい児のいる家庭を直接支援する園や学校、また各区役所保健子ども課やかかりつけ医があります。

二次支援機関としては、園や学校と連携した児童発達支援事業所、放課後等デイサービスと、それらを支援する児童発達支援センター、また各専門医療機関があります。

子ども発達支援センターと発達障がい者支援センターみなわは、包括支援を行うように位置づけられています。

子ども発達支援センターの方は、家庭や園、学校への一次支援を行いながら、コーディネーター養成事業やスマイルサポート事業、ペアレントトレーニング事業、また地域の支援者ネットを後方支援する地域発達支援体制整備事業を行っています。

これらは有効に機能してきたと思われま。が、児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの増加のような目に見える変化をはじめ、地域の様々な変化に対応し、どのように包括支援を行っていくかが、当センターの大きな課題として近年明らかになってきました。

次に、これは厚生労働省の報告書にある「障害児地域支援体制の整備の方向性のイメージ」というスライドです。都道府県と指定都市に発達障がい者支援センターと児童相談所があり、各障害保健福祉圏域にある児童発達支援センターが市町村域の障害児サービスの支援を行うというものです。

当センターは法律に規定されていないのでここには明記されていませんが、歴史的な背景からも、都道府県、指定都市における包括支援を行う施設であることは間違いありません。

これは熊本県の地域療育支援体制を示したスライドです。より身近な地域で必要な療育サービスを受け入れられる体制作りと、療育の質の担保という目標のもとに、一次圏域、二次圏域、三次圏域に輪分け、図のような支援体制ができております。

熊本市のネットワーク型発達支援システムの体制図の課題をまとめます。1つは、当センターが中心となって担うとされている包括支援がどのようなものなのかが、不明確であること。2つ目は、一次支援、二次支援、包括支援の3層が設定されているが、それぞれの層間の関係性が十分に設計されていないこと。3つ目は、当センターと行政関係各課との連携体制が不明確である、という3点になります。

これは子ども発達支援センターの組織体制です。4つの班が設定されておりますが、実際は班体制になっておりません。特に、地域支援班を実働できるものにするのが喫緊の課題です。

次に、平成25年から平成29年度までの新規来所相談件数を示したものです。件数は右肩上がりに増えていきます。一方、支援の延べ件数を見ますと、頭打ちの傾向が見られます。

当センターは、ネットワーク型発達支援システムを理念として掲げ、親子が身近な地域で支援が受けられる体制の構築を目指してきました。新規相談の伸びに比べ、総支援のべ数の伸びが頭打ちになってきているのは、以前のように当センターでケースを長く抱えてきた状況から、早い段階で地域での支援に移行することが増えてきたことが背景にあると考えられます。

そこで、地域での支援やそのシステムに対して、今後改めて当センターがしっかりと関与していく必要性があると考えています。こうした課題を背景に、平成30年、平成31年度の療育支援ネットワーク会議の議題を「子ども発達支援センターの地域支援のあり方～連携の課題～」といたしました。ネットワーク型発達支援システムの中で、当センターが今後担っていくべき役割や各機関間の連携について、委員の皆様にご意見をいただき、システムの体制図を見直していく契機にしたいと考えております。次回の会議には、新しい体制図の案に加え、ご意見を踏まえた取り組み案を示したいと考えております。以上、総論をお話ししました。

(子ども発達支援センター田代主任技師)

まず、先にお断りがございます。配布しております現行の体制図ですが、昨年1月に更新したものです。関係各課の右下に子ども支援課と記載がございましたが、今年度より子ども政策課に業務が移っておりますので、ここは子ども政策課と書き換えていただければと思います。

それでは、今後の報告の流れを示します。

初めに、障がいのある児童に対する地域の変化についてお話します。先ほど示しました現行の体制図は、平成20年度に当センターがネットワーク型療育システムの構築を理念として掲げて立ち上がった時期の地域状況を基に作成したものをコンセプトとしています。この10年間に障がい児を取り巻く社会状況は変化しました。特に平成24年度の児童福祉法改正を境にした変化はとても大きなものでした。ネットワークの体制図の抜本的な見直しにおいては、まずこの変化を踏まえて検討していく必要があると考えています。

次に、熊本市における現行の地域支援体制について整理をおこないます。多層的な支援体制の構築にあたっては、支援の現場に対する間接的なサポートのシステムを体系化する必要があると考えています。ここでは、地域支援に関わる事業について、当センターが実施しているものと、当センター以外に障がい児に関わる課が実施しているものをご紹介します、それぞれ現状と課題を示します。

最後に、本会議で委員の皆様にご意見をたまわりたい点について示し、議論に移りたいと思います。なお、配布資料にないスライドも数多くございますので、前方のスクリーンを見ていただければと思います。

それではまず、障がい児を取り巻く地域の変化についてお話します。

先ほども申しましたように、この10年間の中で最も大きな変化は、平成24年度を境にした障害児通所支援事業の新設です。ご存じの通り、それ以前には、熊本市には3カ所の通園施設と、6ヶ所の児童デイサービスしかありませんでした。事業所は年々増加しており、昨年の10月時点では139ヶ所の施設が指定を受けています。

現行の体制図においては、子ども発達支援センターはここに位置付けられています。

このグラフは、昨年度までの事業所数の推移と、通所の支給決定者数を示しています。棒グラフは、オレンジが児童発達支援事業所、緑が放課後等デイサービスの事業所の数を示します。折れ線グラフは、各年度の最終月、つまり各年度の3月の支給決定者数になります。平成24年度から事業所数は7倍弱、支給決定者数は3倍強に達しており、この事業と障がい児との関わりはますます身近なものになってきています。

当センターと事業所の関係ですが、以前のように事業所が少なかった時期には、相互の連絡、連携を比較的

密にとることができていました。現在は、お互いに顔の見えない状況で、事業の利用を薦めることはあっても、相互の連携は十分にとれていない状況があります。

また、これは全国的な状況でもありますが、当市においても各事業所の療育支援の質に大きな差があるという声を聞きます。これは、平成 24 年度以前にあった療育に係る機関同士で築いてきたシステムに組み込まれていなかった新たなメンバーであることと、事業所の立場からみると、体系的な研修や指導を受けたり、相互に意見交換をする機会が保障されていないことが背景にあると考えられます。したがって、今後はますます発達支援の担い手として重要性が増していく事業所を、システムのメンバーとしてしっかりと組み込んだネットワークとして、再構築していく必要があると考えられます。

通所支援事業所の関わりが増加に伴い、相談支援事業所の相談支援専門員が障がい児とその家族に関わるが増えています。現行の体制図を参照していただきたいのですが、まだネットワーク内の地域資源として位置づけられていないことがわかります。昨年の 10 月時点で、障がい児相談支援事業として 49 の事業所が指定を受けています。

また、市が委託している熊本市障がい者相談支援センターにも子どもに関する相談が増えています。現在 9 ヶ所が委託されています。障がい児の家族支援という観点から、相談支援事業の役割はさらに大きくなっていくことが考えられます。しかし、現状ではここにも相談支援の質に差があること、福祉分野以外の学校や園、医療機関などとの結びつきが弱いことが課題であると考えられます。

次に、現行の地域支援体制の整理に話を移したいと思います。まずは、当センターの地域支援に関して、以下の各事業についてお話しします。個別の訪問支援、スマイルサポート事業、発達支援コーディネーター養成事業、地域発達支援ネットワークについてです。

まず、個別の訪問支援についてお話しします。保護者からの要請に応じて、園や学校にケース担当者が訪問する支援ですので、体制図の中ではこのような矢印で表現できます。

次に、個別の訪問支援の実績を過去 5 年、年度ごとに示します。一番上の数字がついたグラフが各年度の訪問総数です。下のグラフは上からそれぞれ小学校、就学前の園、中学校、その他となっております。このように見ると、特に小学校への訪問が多いことがわかります。

課題としましては、保護者からの要請という性質上、訪問の目的は家庭と園、学校間での個別の関係調整であることが多いため、訪問先の支援力の強化には十分につながってきていないことが挙げられます。また、後で紹介します保育所等訪問支援事業と似ており、今後、役割が重複していく可能性があります。

次は、子育てスマイルサポート事業についてお話しします。体制図ではここに該当します。

子育てスマイルサポート事業は、母子保健を担う各区役所の保健子ども課に対して、当センターが支援をおこなう事業です。現在は、専門職相談として、当センターの理学療法士、言語聴覚士が各区役所に出向き、育児相談、経過観察健診、個別相談等、当センターからの出前相談をおこなっています。グラフは過去 5 年間の実績で、支援の延べ数を示しています。

課題としては、個別の出前相談に留まっており、保健師の母子保健活動や、健診事後の心理相談であるすこやか相談との連携は十分でなく、バックアップ、間接支援としての機能は不十分だと考えられます。

参考資料として、すこやか相談のフォローについて示します。表は、健診での受診数と健診時に直接、心理相談フォローになった人数、その割合について過去 5 年、年度ごとに示しています。上の表が 1 歳半健診、下の表が 3 歳児健診のデータです。実際には、園からの紹介や、保健師のフォローからつながる場合もあるため、これ以上に相談につながるお子さんは多いのですが、表でみると、5%以上のお子さんがフォローの対象になり、そこから多くのお子さんが当センターや療育機関につながっていると考えられます。また、今回は示しておりませんが、継続的なフォローも実施されていますので相談の総数はかなり多いです。そのような意味では、すこやか相談は最も身近な早期発見、早期支援の場であると言えます。

課題としましては、中央区と東区には 1 名ずつ、嘱託の心理相談員が雇用されていますが、それ以外は、非常勤の心理相談員が担っている状況です。毎年、保健子ども課ではスタッフを確保することに苦労されており、支援の実際としては、それぞれの心理相談員の技量、経験に依存していて、発達のスクリーニングの基準や支援のあり方には一貫性がないことが挙げられます。組織図でみると、すこやか相談は早期の家族支援を担っていますが、当センターはそこと連携、連動する形ではなく、それぞれに並行して家族支援をおこなっている状況があるといえます。

次に、発達支援コーディネーター養成事業についてお話しします。体制図ではここに位置します。

この事業は、園内支援体制作りを目的に、座学での研修や各園でコーディネーターが検討会を開催する際のサポートを通して各園にコーディネーターを養成する事業で、間接支援の事業です。実績として、平成 21 年度からの基礎研修の参加率の推移を示します。数値の母数は市内の保育所、幼稚園、認定こども園合わせて 220 園になります。

過去 8 年で 96%まで達成してきておりますが、今後の課題としては、この養成したコーディネーターを市の発達支援ネットワークの中にどのように組み込んでいくのか、どのような役割を担っていったらいいのかという位置づけが不明確であることです。

地域発達支援ネットワーク、通称「地域ネット」についてお話しいたします。

当センターは、地域発達支援体制整備事業を通して、ネット整備の後方支援を担うということで関わってまいりました。このスライドで示す通り、現在 5 区、各区でネットが立ち上がり、それぞれの活動をおこなっています。

各区でそれぞれの地域の特性に基づいた活動がおこなわれておりますが、共通するメリット、役割は、障がい児に関わる様々な立場の支援者が集まる場であること、立場を超えた顔の見える連携の醸成につながっていることだと考えています。

課題としては、あくまで有志による活動であるという位置づけから、発達支援システムの中での立場に不明確さがあることです。その背景には、推進する立場である行政の役割、責任が不明確であることが挙げられると思います。また、それに関連して市全域でのそれぞれのネットの関係性の構築が不十分であることが挙げられます。

次に、他課が関係する地域支援の中で以下の事業についてお話しいたします。

まずは、保育幼稚園課が行っている公立児童発達支援ルームの保育サポートについてご紹介いたします。

この事業では、児童発達支援ルームのスタッフが園からの要請で、園訪問を行い、障がい児保育に関する指導、助言を行う間接支援が行われています。グラフはすでに見込みとして確定している今年度も含め、過去 4 年間の実績を示します。実績は、訪問園数を示しています。各園に 2 回訪問する方法がとられていますので、訪問数は 2 倍になります。4 ヶ所のルームでそれぞれ行っていました。今年度から中央ルームの「つばめさんくらぶ」のみになりました。それで今年度の園数が減っていますが、希望する園のニーズは多いと聞いております。

当初、中央ルームには、正職の作業療法士が配置されており、各ルームの訪問にも関わっておりましたが、昨年度以降、専門職が不在で保育士のみでの配置となっております。そのため、専門性の高いニーズに対する対応が難しい現状があります。今後、なんらかの形で専門職が関わることでできる体制作りが望まれています。

次に、教育委員会の笑顔いきいき特別支援教育推進事業の中で行う巡回相談についてご紹介いたします。この事業では、学校からの要請で巡回相談員が学校に出向き、間接支援を行っています。このグラフは、過去 4 年間の年間での相談員の派遣回数を示しています。巡回相談員は、支援学校などの教諭が担当しており、児童生徒の観察と適切な支援についての助言を行っています。

本事業の課題は、保育サポートと同様、相談員が学校教育の範疇での助言は行っておりますが、より特殊なニーズ、専門性の高いニーズの相談には対応が難しいもあり、専門家の関わりが可能になることが望ましいと考えられます。

次に、障がい保健福祉課がおこなっている保育所等訪問支援事業についてご紹介いたします。

このグラフは少しわかりづらいのですが、上の折れ線が各年度最終月、つまり 3 月時点での支給決定者数の推移を示しています。下の折れ線は、各年度の 3 月中の事業の実利用者数を示しています。

この事業は、児童福祉法改正によって新しく始まった事業で、認可を受けた事業所のスタッフが保護者の依頼で園や学校等を訪問し、対象の子どもへの支援や職員に対する間接支援を実施します。

課題としては、受け入れ先である園、学校に対する事業の周知が十分でなく、戸惑いが大きい状況があります。今後、受け入れ側と事業所との連携の方法について協議していく必要性があります。また、当センターの個別訪問をはじめとして、他機関の訪問支援との住み分けを整理していく必要があると考えられます。この事業は現場の要請でなく、保護者の要請でおこなわれることから、組織図ではこのような形になると思います。ここでは先ほど示した当センターの個別訪問との重複を見て取ることができます。

次に、熊本市発達障がい者支援センターみなわの訪問支援についてご紹介いたします。

みなわには、2 通りの訪問支援があります。1 つ目は個別ケースに関する調整会議への参加です。これは保

護者、学校、相談支援事業所等の依頼によっておこなわれています。2 つ目は学校からの依頼によるコンサルテーションです。グラフでは上の折れ線が調整会議の件数、下の折れ線がコンサルテーションの訪問件数を示しています。

他の訪問支援と同様に、他機関の訪問支援事業との住み分けや役割分担が十分に議論されてこなかったことが課題だと考えられます。

体制図では、調整会議の矢印と、機関コンサルの矢印を2通り示すことができます。この他に校内研修での講師派遣もおこなっておられます。

これまでの間接支援の体制図における矢印を網羅したものが本スライドです。お手元に A4 の資料として配布しております。不足している点、重複している点など、今後の議論の中でご参照いただければと思います。

最後に議論に向けて、ご意見をいただきたい点について説明いたします。

これまで述べてきたことを地域支援体制の課題として総括すると、障害児通所支援事業、相談支援事業の体制図における位置づけと連携体制が整備されていないことが1点目の課題だと考えられます。

2点目は、当センターを含めた各機関の間接支援、地域支援がそれぞれでおこなわれている状況であり、市の体制として一貫性が乏しいことが挙げられると思います。

このような中で当センターがどのような役割を担っていくべきかについてご意見をたまわりたいと考えておりますが、その中で先に示しました厚労省の重層的な支援体制という考え方や、その中で三次の支援機関に求められる高度な専門的支援・バックアップという考え方がキーになるのではないかと思います。

議論の前に、当センターが考えている展望についてご紹介いたします。

当センターは、ネットワーク型療育システムの構築を目指して立ち上がった機関です。その目的に再度立ち回り、責任を持って体制を整備していくことを目指し、センター内に地域支援班を作ることを検討しています。この班の動き方としては、例えば、通所支援事業所の課題を、所管課である障がい保健福祉課と協働して解決していくような動きを想定しています。委員の皆様にも、この班の機能や課題解決の在り方についてもご意見、アイデアをいただきたいと考えております。時間が限られているため、駆け足で早口での説明になりましたこととお詫びいたします。以上で事務局からの説明は終わります。

(菊池会長)

ありがとうございます。それでは、ただ今報告していただきました、プレゼンテーションの内容について確認したい点、質問等があれば受け付けて、事務局にお答えいただきたいと思いますがいかがでしょうか。では、議論を進めていく中で、順次質問、確認したい点があれば申し出ていただければと思っております。

ここからは、提案をいただきました内容について、各委員の方から多角的にご意見をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

もしなければ、先ほどプレゼンテーションの中でもありました、当センターが中心となって担うとされている包括支援がどのようなものなのかが不明確であること。また、一次支援、二次支援、包括支援の3層が設定されているが、それぞれの層間の関係性が十分に設計されていないこと。さらに、当センターと行政関係各課との連携体制が不明確である点について、ご意見をいただければと思っているのですが。

では、障がい児を取り巻く地域の変化ということにつきまして、子ども発達支援センターの役割であるとか、システムですね、再構築が必要ではないかといった話が事務局から出されましたけれども、この問題は立ち上げから非常に関わってこられた方から、現状についてのご意見等をいただければと思います。

(大谷委員)

子ども発達支援センターの1番最初の立ち上げ、準備のところから、平成20年に発達支援センターがオープンしてからの8年間、所長として勤めさせていただきました。その中で、子ども発達支援センターがどういう支援を望まれているかということになると、北九州療育センターのように、集約してそこで完結する一極集中型ではなくて、地域の中でいろいろな支援が、支援者の連携のもとに提供できるようなネットワーク型でやってくれということで、当初全く新しい概念だったものですから、とても戸惑いました。有識者の方々からご意見等をいただきながら、徐々に体制を整備して、一次支援、二次支援、包括支援という3つの枠を作らせていただいて、その地域の中では園の中のキーパーソンを作ったり、保健子ども課との連携、いろいろな支援者のスキルを高めるような研修会を組んだりなど、あらゆることにチャレンジしてまいりました。

ある程度のネットワーク型システムというのは提供できるようになったのではないかと考えておりますが、それは当時の社会状況の中でのある程度のものであって、具体的なところでは、今の時代に合わせたのチェン

ジを当然していかないといけません。そういうところの議論になろうかなと思います。

私が感じていることを少しお話させていただきますと、いただいた資料の中の2ページのところに、熊本県の地域療育の支援体制図があります。一次圏域と二次圏域、ここで相談支援をまずやりながら、課題のあるケースは三次圏域の県こども総合療育センターの相談につながるというシステムです。一次から直接三次には繋がらないですね。

ところが、子ども発達支援センターはこの形をとらずに、地域の療育センターがない形であり、間が抜けている形です。子ども発達支援センターの包括支援のところから、訪問支援等で園に行ったり、学校に行ったりなど、直接一次支援の場に出向いていくような形になります。その代わり、保護者の希望があれば、間の二次支援を介さなくても相談支援を提供できるという話なので、どちらのシステムがにも良いところ、あるいはちょっと難しいところがあったりします。

平成26年度、厚生労働省に出ている地域支援体制の整備の方向性のイメージというのを見ますと、まさに県の地域療育のシステムの形とほとんどオーバーラップするのかなと思います。子ども発達支援センターの場合、先ほど言いましたように、二次圏域のところがないので、子ども発達支援センターが地域に出向いて行く支援も、研修をする役割も、全てトータルで行わないといけないという格好になっています。そのあたりが皆さんに困難をきたすことになっているのかなと思います。

今回の見直しのお話の中で、もしかしたら厚生労働省が言われるように、児童発達支援センターというのを東西南北中央の区、それぞれに子ども発達支援センターの役割をするものが必要になるのかなと思ったりしています。そこには財政的なサポートもいると思うので、その辺との兼ね合いもかなり難しいかなという感じもしています。

(菊池会長)

ありがとうございます。熊本市のネットワークの現在のシステムで言えば、児童発達支援センターと児童発達支援事業所が横並びになっている。これはかなり設立の経緯が絡んでいて、新しい役割まで上げていくのが難しいという状況があるのだろうということではあるんですね。ただ、法的な位置づけでは違ってきていますので、その役割といったものを充実、整備していかないといけないというのは、事務局からもあったように、喫緊の課題かなと思っております。

その他いかがでしょう。それぞれ、今のお話から関連するところがあるとは思いますが。

ありがとうございます。いわゆる県の地域療育支援体制と熊本市のネットワーク型支援体制にはかなり違いがある。どちらが良いとかは、状況が違いますので一概に言えない。県の方は広いところを扱っていかないといけないというのがあります。そうなってきますと、IBR型、つまり特定の専門的な機関を中心とし、それが順次広がっていくような形をとるわけですが、熊本市の場合は政令指定都市というメリットを生かして比較的アウトリーチをしやすいといった部分もあり、このネットワーク型が作られている。いわゆるCBR型のモデルを作ったというような理解はしているところです。「しかしながら、数が増えてくるとアウトリーチにも限界がきますよ」ということになってくるわけですね。

今、児童発達支援センターのお話しがでしたが、ネットワーク型の中に、どのように児童発達支援センターが関わっていくかということについて、ご意見をいただきたいと思うのですが。

(勝本委員)

私が着任したのが平成28年で、もともとは大人の方の施設にありました。なでしこ園はそもそも知的障がい児の通園施設でした。それが法改正によって児童発達支援センターという名称になったわけです。

中身として、確かに地域の障がい児の療育の中核的な役割を担うということですが、その中核的な役割ってなんだろうって思うわけです。障がい児の療育支援の中核的な役割とはどういうことか、そのような役割を担っていくのであれば、何かしらの行政からのバックアップだったり、そういったものが当然必要になるのだろうと思います。児童発達支援センターの現状としては他の児童発達支援事業所と横並びにあるわけです。ですから、私個人で申し上げますと、現場にいる者として、児童発達支援センターという役割をうちの場合はそう意識せずに、センターとしてスタートしたのが平成24年からですから6年近くやってきたと思います。

ただ、さっきの支援のシステムの図でご説明がありましたけれども、今、保育所等訪問支援事業をやっているのですが、それは子ども発達支援センターとかぶっているところがあるでしょう。現実としては、保育園、子ども園、幼稚園だったり、あるいは小学校でも困り感を持ってらっしゃるということで訪問しており、また、保護者を通じてサービス事業所からも依頼があるといったところです。そういったところも機能としてはかぶ

っているというお話がありましたけれども、少ない経験年数から考えますに、児童発達支援センターとしての役割をこの名称を持っている所がどれだけ意識しているのか。また、私たち以外の機関からどういった見方をされているのかよく分からないところではあります。

(田之上委員)

先にお話があったように、私たちも知的障がい通園施設から児童発達支援センターへ名称が変わりました。内容的には療育の中心的なところは自閉症の子どもさんで、どこからの紹介でも、割と知的に重たい自閉症の方で、コミュニケーションが取りにくい子どもさんが多い中、療育をやってまいりました。

児童発達支援センターというところで、保育所等訪問、相談支援事業所という形で、横づけでやっていかなくてはならない。そうすると、経験が長い職員が保育所等訪問を行い、相談事業所の訪問員という形で中も充実しないといけないし、外に出向く職員も充実しなくてはならないというところで、やっとなんとか、一生懸命子どもたちの療育をやっている現状です。こちらに見学に来られて、こういう療育をやっているということはお伝えできていますけれども、こちらから出向いて支援をする形では、現状はできていないところです。

相談支援事業所として現在2名を配置しておりますが、その職員が4年目くらいになるのですが、やはり相談支援事業所の職員が1番地域を知っていますので、いろいろな事業所の担当者会議やモニタリングという形で出向きますので、「この園は素晴らしかった」など、いろいろな意見があって、その事業所を知っている職員の意見も今後取り入れながら、地域支援をやっていけたらというところです。

やはり、格差があるというのは分かっている状況で、ただ、私どもが全部を網羅しているわけではないのですが、関係機関としては、相談支援事業所の職員も踏まえて、どういう現状であるのかを把握した上で、課題を考えていければいいんじゃないかと思います。

(菊池会長)

ありがとうございます。熊本市のネットワークの現在のシステムで言えば、児童発達支援センターと児童発達支援事業所が横並びになっている。これはかなり設立の経緯が絡んでいて、新しい役割まで上げていくのが難しいという状況があるのだろうということではあるんですよね。ただ、法的な位置づけでは違ってきていますので、その役割といったものを充実、整備していかないといけないというのは、事務局からもあったように、近々の課題かなと思っております。

その他いかがでしょう。それぞれ、今のお話から関連するところがあるとは思いますが。

(後藤委員)

相談支援専門の立場としてお伝えさせていただけたらと思います。うちは、児童の相談支援を行っております。また、市の委託というところで北区での障がい福祉ネットワークの中で、北区にある三気の家やおひさまクラブの先生達もおられて、どうしても児童の勉強をしたいという志が強い相談員が多いです。

ここ1年も放課後等デイサービスや児童発達支援事業所が増えた中で、やっていることの中身というのがなかなかパンフレット上では見えづらいので、子ども達のニーズに応じてどこをご案内してよいか迷ったなどのお話が保健子ども課からもありました。実際に今年度は訪問型で相談支援員が事業所に出向きまして、やっていることや、特徴とか、評価の仕方をどうしているのかという部分をアセスメントしている段階です。

そこで見えてきたことが、事業所の質が問われているとか、相談が追いついていないというのもあると思うのですが、療育ってそもそも何なのかが分からないということがあったり、ビジネス的な事業所もある中で、サービス管理責任者という先生方たちの横の繋がりの機会がないというようなお言葉をいただく機会もありました。

また、何を指標、その子の発達段階を見ていっていいのかわからないというようなところもあります。保健師さんからすると、すこやか相談からどこかの事業所に繋がったらそこで一旦終了という風になって、その後は事業所の見立て次第みたいな感じです。私達だったらモニタリングとして、そのニーズに応じてどんな変化があったのかを評価するところなのですが、相談員としても、私は精神保健福祉士なんですけど、そこでもこの指標で変わったととか、これでOKだとかいうことがなかなかしづらいというところがあります。

子ども発達支援センターの役割というのが今日テーマですが、子ども発達支援センターから何か評価のスケールとして出していただけるものがあったり、何歳のときにもう1回検査をするなど、評価ができたかなという声は上がっています。

(菊池会長)

ありがとうございます。他の委員はいかがでしょう。

(守本委員)

今、お話しがあったと思いますが、現状で課題もありましたけれども、事業所の数がすごく増えている、質も問われているというところで、子ども発達支援センターがどんな役割を担えばいいのかなというところについてですが、私も事業所をやっているのでもうしてもらえたらいいなと思うところを言わせていただくと、他の事業所の管理者と話したり、担当者会議でお会いしたりする中で子ども発達支援センターの役割をやはりわかっていることが多いですね。子ども発達センターから発信していかないと、周知していかないと、積極的に出て行ってほしい。この図でも子ども発達支援センターから事業所に向かう矢印がないんですよ。包括支援の中で、一次支援の方にはあるんですけど、二次支援に向かっている矢印がないと思うので、包括支援というのであれば、県のモデルのように、二次支援の方にも矢印を持っていく必要があるんじゃないのかなと思いました。

(菊池会長)

ありがとうございました。やはり、放課後等デイサービスを含め、事業所の二次支援の総数が拡大しているわけですね。以前は二次支援のところは数が少なく、ある程度顔が見えていたのでそこまで積極的なアウトリーチの矢印を作らなくてもうまくいっていたということかなと。今は、具体的なスケールの話とか、地域支援班を作るのであればこういったようなものを作って欲しいというような話が出てきたかなと思いましたけれども、その他いかがでしょうか。ユーザーという立場からというところでお話をお聞きしたいのですが、ユーザーという点で言うと、まずひとつはアウトリーチされてくる幼稚園、保育園、学校側と保護者側の2つがあるかと思いますが、いかがでしょうか。

(硯川委員)

発達支援コーディネーターのシステムをお作りになられた辺りからこの会議にも関わらせていただいています。当初は大きなキーワードとして早期発見、早期支援というところから始まって、どんどん広がって行って、それぞれの機関が有志という形で一生懸命されて、素晴らしいネットワークがある地域って少ないと思います。ただ、集まったの意見交換会のときに、自分の立場を主張するような感じがよくあって、うちはこんなに大変なんだみたいなことがあります。

気になっているのが入園してこられる赤ちゃんを抱えられた保護者の方が、少し高齢化していることです。保護者自身も兄弟がいなくてお兄さん、お姉さんとしての経験が乏しいというところも多くなってきました。そうすると、どうやって赤ちゃんを触っていいのか、発達の状況がどうなのかということが分からなくて戸惑われるので、母子手帳を発行する時期に、「こういうことで繋いでいけるんだよ」と、保健子ども課か保育幼稚園課かが、トータルにコーディネート、サポートをしていただけるような何かがあるといいのかなと思います。

今はおかげさまで園からはいろいろな施設に繋げることができるようになりました。それから、小学校の先生方と連携をとることもできました。ただ、こういう会で勉強させていただくから分かるのですが、妊娠されたときから、社会人になるまで、本当は早期発見しないといけないんだけど、いつでも気づいたときで大丈夫、小学校ではこんな支援がある、中学校で気づいた方にはこんな支援がある、みなわでは成人の相談ができる。しかし、それを繋げていくところがちょっと足りないのかなと思います。今日の課題とはずれて申し訳ないんですけど、そういった現場での感覚をお話させていただきました。

(菊池会長)

いわゆる、療育という形より全般的な子育てについてのサポートにもこのネットワークが繋がると良いかなということですかね。ここでいう一次支援の前に、さらに前段階という部分もあっていいのではないかなというご意見かと思うのですが、そういう理解でよろしいですかね。

障がいという概念がかなり広がってきているという部分があるかと思いますが、いわゆる10年前、平成20年特別支援教育が始まったときに、発達障がいという概念が入ってきたわけですが、さらにインクルーシブの流れがきている中で、障がい以外の様々な支援を必要とするお子さん達というのもその枠内で考えていこうということ。いわゆる子育てで不安であるとか病弱、慢性疾患は特別教育に入っていました、少し問題を抱えているお子さんとか、他国籍のお子さんとか、経済的に困窮しているお子さんとかいろいろな事情がある方がいますので、現場としてはそういった部分の支援もかなり必要になってきているというニーズかなと理解しました。では、学校現場はどうでしょうか。

いわゆる、療育という形より全般的な子育てについてのサポートにもこのネットワークが繋がると良いかなということですかね。ここでいう一次支援の前に、さらに前段階という部分もあっていいのではないかなという

ご意見かと思うのですが、そういう理解でよろしいですかね。

障がいという概念がかなり広がってきているという部分があるかと思いますが、いわゆる 10 年前、平成 20 年特別支援教育が始まったときに、発達障がいという概念が入ってきたわけですが、さらにインクルーシブの流れがきている中で、障がい以外の様々な支援を必要とするお子さん達というのもその枠内で考えていこうということ。いわゆる子育て不安であるとか病弱、慢性疾患は特別教育に入っていました、少し問題を抱えているお子さんとか、多国籍のお子さんとか、経済的に困窮しているお子さんとかいろいろな事情がある方がいますので、現場としてはそういった部分の支援もかなり必要になってきているというニーズかなと理解しました。では、学校現場はどうでしょうか。

(弥永委員)

本日、初めてこの会議に参加しまして、話に付いていくのがやっとなのですが、学校現場にいる私の立場から何がお話できるかなと思っています。就学前から就学に携わる施設の方といろいろと関わらせていただくのですが、いろんな保護者の方と話をする中で、ここ数年、相談支援事業所の相談支援専門員の方が保護者の方をつれて、学校との間に入ってくださって、一緒に学校に来ていただいたり、学校と就学相談のステップまで繋いでいただいたりすることが増えたと、ここ数年非常に感じます。

現に、作年、一昨年くらいから、保護者だけで来られるのではなくて、相談支援専門員の方と一緒に来られたり、今はマイナーなケースかもしれませんが、保護者の方自身が療育手帳を持っていらっしゃる (B1・B2 くらいまで) ことがあって、非常に苦勞されながら子育てをされているお母さんを見てきました。その時もやはり、相談支援の方が率先して動いて下さって、適切な学びの場への就学に繋がりそうだったということもありました。相談支援事業所はどこに位置するのだろうかというのは、この図を見てわかったのですが、今後は人材確保が難しいというお話もありましたけれども、子どもだけではなく保護者にも支援がいる場合の学校との繋ぎや、就学のサポートが必要になってくるケースが増えていくのではないかという気はしています。その時に、子ども発達支援センターがどう役割を担っていけばいいのかは分かりません。

(菊池会長)

確かに、結局、子どもの問題だけではなく、家庭をどう支えていけばいいのかという話になるわけですね。なかなか子どもということだけではなく、家庭の様々な問題を引き受けるようになってくると、当然その他の保健センターとか、あるいはこの図には入っていませんが、家庭に入りこむ民生委員さんとか、いろいろな地域支援がありますので、そのような人達をネットワークの中に巻き込んでいく必要が出てくるかもしれません。かなり難しい話ではあるのですが、いかがでしょう。

(竹内委員)

私は、中学校の教頭をしておりますけれども、以前は委員会、行政にもおまして、その時に子ども発達支援センターで保育園、幼稚園のコーディネーターの養成にも、とても力を入れられていました。委員会の方でも、小学校・中学校の支援体制の構築ということで、早くから各学校、園の差をなくして、支援を充実させていこう、体制作りをしていこうというところで、そのおかげで学校現場でも、かなり先生方の意識が変わり、各学校や園の支援体制も以前に比べると充実してきていると感じています。ただ、これだけやっても課題が非常に多い状況があります。何故かという、ニーズが非常に多様化していて、以前はある程度少ない人数に対して集中してできていたことが、今は特別支援学級だけでなく通常学級にも、いろいろなニーズのある特別な支援が必要なお子さんがいて、お子さんだけでなく、その背景には保護者への支援が必要なケースもあるということを感じます。

私も特別支援学級の担任をしていたことがあるのですが、以前は先天的な障がいのあるお子さんへの支援、アプローチが主だったのが、今はどちらかというと、そのあとの後天的な環境的な育ちの中での課題があるケースも多く、そこで支援が必要なお子さんに対するニーズが増えてきていると感じます。そのようなケースへの対応がとても難しいと思います。学校現場としては、委員会や教育機関との連携はありますが、福祉機関との連携は弱いところがあり、ケース会議をするときはできるだけいろいろな機関とチームを組んで、学校だけではなかなか解決できない、対応できないこともやっていかないと限界があると思っています。

また、先ほどから話題になっていますが、各機関とケース会議をして役割を分担するのですが、それぞれができることをやろうとしているけれども、どの機関が専門なのかがいまいちはっきりしない、そういったところを明確にしていく必要があると感じます。学校だけでは対応が難しい時に、関係機関のどこが主になってやっていくかを今後しっかり整理していく必要があると感じております。

(菊池会長)

ありがとうございました。今のお話の中にありましたけれども、後方支援に関するものは、結構いろいろな部署がそれぞれやっていて、いろいろな機関があると思いますが、どうでしょうか、関係者として私は学校に時々お伺いすると、今日はどこそこの訪問が来る、今日はどこそこが来ると、毎回、別々なところがバラバラに来ているようなところがイメージがあるのですが、中学校ではそこは調整して一緒になるようにしているのですか。例えばケース毎によって、保護者からの依頼で来たとか、学校側と保育園側からの依頼で来たなどちがうので、バラバラに来て、バラバラに活用せざるを得ないみたいなイメージはあるのですが、その辺りはいかがでしょうか。

(竹内委員)

こちらから相談を依頼する場合ということでしょうか。

(菊池会長)

あるいは保護者が依頼して、保護者の依頼でケース会議があっているとか。

(竹内委員)

本校の場合は学校が主になって、まずは保護者からの相談を受けることもあるし、こちらから保護者に教育相談をしましょうと声をかけることもあります。その中で、これは学校だけでは難しいというときには、関係機関と連携していますが、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラー、子ども発達支援センターや児童相談所あたりとの連携が多く、本校に限っては、福祉機関との連携は弱いのかなと思います。学校によっては様々だと思うのですけれども。

(菊池会長)

福祉機関の基本的な特徴としては、申請主義があると思っていますので、保護者ないし当事者が必要だと言わない限りは福祉機関は動きづらいですね。学校側が呼ぶようになってくると限られるし、保護者側が学校に行きたくて欲しい、園に行きたくて欲しいという、窓口が違うし、そういうところ交通整理は必要ではないかと思います。そこで困っている学校や園は結構多いのではないかと思っていますのですけれども。ありがとうございました。それでは、保護者側のニーズとしてはいかがでしょう。

(坂口委員)

親の立場からすれば、このシステムの関係図は、必要性の高いときは一番太く矢印が繋がっていくということだと思います。階層うんぬんより、必要性が高いときにすぐ行きたい、連絡をしたいということがあるかなと思います。

もう一つはライフステージですね。ライフステージにより必要性、関係性が変わってくるので、小さいときは保健センターだったり、学校、その後大きくなると就労系だったりして、ライフステージとも関係があるということは言えるかと思います。

それから、これだけ専門機関・関係機関がたくさんあると、親も整理しにくいですね。どこがどう違うのか、自分の子はどこに行けばいいのというのが、多分ここに書いてある各機関の説明文が2行、3行あっても、親は選べないのではないかと思うのですよね。だから、できればその辺をコーディネートしてくれる方がいると、ここに行ったらいいと判断の助けになる。そういったのが総合的に解説できる人がいればいいかなと思います。

それともう一つ、親への情報提供のあり方、親への教育とまではいかないかもしれませんが、親がどれだけ情報を持っているかが関係あると思います。あまり情報がないととにかく電車から子ども発達支援センターが見えたからここに行ってみようとかということになると思います。親への情報提供のあり方、そういったものが必要になってくるのではないかと思いますね。やっぱり、親への情報提供の機会と言うか、区役所ごとに何かやるとかですね。こういうのは早い時期からやっていった方がいいかと思います。例えば、母子手帳との関係で何か研修会か勉強会を開くとかということ、早いうちから「こんな制度があるよ」ということを頭の片隅にある仕組みづくりがあればいいかなと思っています。

(菊池会長)

ありがとうございました。保護者の立場でいうと、相談すべきところはワンストップ体制がある程度欲しいということだと思います。これだけ窓口がいろいろあっても実際は選択に困るということであるとか、ライフステージという話でいえば、子ども発達支援センターと発達障がい者支援センターがありますが、一応、就学期と成人期という何となくのスタイルがありますが、法的にいえば子ども発達支援センターは法的な位置付けはなく、発達障がい者支援センターが全般的にみるということになっているので、その辺が、ライフステージ

に対して分かりにくい状況にはあるのかなという気はいたします。それでは、まだ出てきていない話で地域ネットの話があるかと思いますが、地域ネットの方としてはいかがでしょうか。

(園田委員)

北ネットの事務局を10年間しておりまして、ネットワークについて少し考えてみたいと思います。北ネットを立ち上げる時に、何故これが必要だと考えたかという2つ理由がありました。

1つは当時、子ども発達支援センターが作られることが決まっていて、何を地域支援として受けられるのだろうと考えていたときに、なかなか地域支援のあり方が具体的に見えてこないもので、それだったら先に地域ネットを立ち上げて、そこに子ども発達支援センターから地域支援を取り入れるようなという仕組みを先に作るうというのがありました。

もう1つは、施設機関をこういう風に面に表して繋げてネットワークがあるように見えるのですが、実際に子どもたちが1人生まれて育っていく過程で、どこにどういう風につながっていくかというのは、面だけではなくて、ライフステージごとに、その子が居場所を変えながら生きていくので、育っていく子どもの側からどういう風に利用していくのかという繋がりを、両方考えないといけないと思いました。そこで、そういう風な地域の中に年齢と共に関わっていく人、変わっていく人たちを全部くっつけようというのを、北ネットでやろうと思ったのが始まりでした。

モニタリングをして、子どもが1人育っていく過程にどういう支援を受けていくかというのと、誰が関わっていくかというのを見ていく必要があると思っていたのですが、そのモニタリングを誰がやるのかというのが、当時のとても難しい問題だなと思っていました。自治体によっていろいろなやり方をやっておられますが、母子手帳とは別に発達のためのモニタリングができる手帳を作るところもあるんですけども。

熊本市の場合、今日の資料にありましたけれども、すこやか子育て相談、いわゆる心理フォローでピックアップされる子ども数がとても少ない。本当は発達障害の子どもはもっといるはずなのに、3歳児健診になっても4%、5%しかフォローされていないということを考えると、乳幼児健診から心理フォロー、そして区役所の相談から地域の中で母子療育を中心として親も支えられて育っていくという過程をもうちょっと明らかにしないと、「支援者がいっぱい増えました」、「支援する機関がいっぱい増えました」といっても、本当に有機的な繋がりであるとか、真の意味で家族を含めて支えるシステムにはならないのではないかと思います。

そこで、北ネットを立ち上げた時に、実際に働いている人たちを繋げ合わせることで、お金をかけずにもうちょっと有効な支援ができないかなと考えたときに、1つは地域支援を引き出す仕組み、それから乳幼児健診に引っかけられないけれども支援を必要としている子どもをどこかでとにかく支援していこう、その2つを北ネットは目指していたわけです。

10年間実践してみて、毎年毎年ネットワークの中で上がってくる問題をまとめていますと、施設機関の数や繋がりでだけは見つからないような支援の課題がいくつもあるなという風に考えているところです。

(菊池会長)

それは具体的にどういう課題ですか。

(園田委員)

先ほども出ていましたけれども、保護者もまた支援を必要としているケースがとても多い。それから地域性にもよりますけれども、特別支援を嫌がるとかですね。私たちは特別扱いではなく、子どもをもう少し丁寧に育てたいと思っているんですが、特別扱いをとると嫌がるというケースもありますので、親が了解しているかどうか、親が申請をしないと支援できないでは関われないケースがたくさんあるということです。

福祉だけではなく、子どもがいる場所、保育所だったり幼稚園だったり子ども園だったり、そういう場所の中で先生たち自身が育てる主体になるしかないケースがいっぱいあって、そういうケースを皆で支えていくためのネットワークが必要なのではないかということで、北ネットはそこに主眼を置いてやっていくということです。

(菊池会長)

ありがとうございました。それでは、特別支援の、特別支援学校というだけの観点ではなくて、小学校長の経験等から、包括的に学校現場との問題についてお話いただければと思うのですが。

(市原委員)

私は、特別支援学校に今勤めておりますので、どちらかというと障がいのはっきりしていて、保護者の方もいろいろ悩みながら、子育てとしてはもう何年も経っていて、うちの場合は高等部ですので、保護者の方々の

経験も十分にあり、そして将来の就労に向けて、卒業したらどうしようかという、ある程度の覚悟といえますか、そういうことで真剣勝負されている方々が集まっている学校なので、小学校・幼稚園とちょっと違うのですね。

私は小学校が一番長かったのですけれども、小学校にいるときは、子どもの発達障がい相談は以前に比べれば最近是非常に多いなと思います。かつては、いろいろ話を持っていっても、今出たように保護者の方が拒否されるとか、保護者はいいのだけれど、おじいちゃんおばあちゃんが拒否されることがありました。親族の反対とかですね。近頃は、保育園・幼稚園の頑張りもあるのでしょうか、入学の2年ぐらい前に相談に来たりもします。そういうことで、以前に比べるとかなり風通しがよく、話が早くなった、早く手が打てるようになっている傾向も感じていました。

その中で、私は実際にいろいろな教育相談に教頭時代に携わることが多かったのですが、我々も支援がこんなにあつていろいろなところが関わっているとある程度文字では知っていても、実際に中身を知らないわけです。だから、どう活用していいのかわからないわけですね。それで、保護者もたぶんわからないだろうと思います。自分から出かけていくと、窓口があつたり支援が来るのだけれども、自分のところになかなか来ないという状況なので、頼るとしたら園や学校を頼ってこられる。そこでいかに繋いでいくかというのがポイントになるのですが、その情報が学校にたくさんあるといいなと思っていました。というのが、子どもが集まる所に支援が来るのがいいなと思います。子どもが出かけて行って支援を受けるのは非常になかなか困難なところがあつて、保護者も仕事をされておられるので、なかなか時間の調整も難しいということがあるので、園とか学校にそういう情報や人が来ると非常に助かります。子どもはそこにいますので、確実に支援が入り込めるわけです。そういうシステムになるとありがたいなと思っていましたが、保護者次第というところがあつて、やはり拒否をされることもあります。逆に保護者の方が相談に来られて、保護者の方が困っているとすれば話が早いのですが、いや家ではどうもありませんと言われるとなかなか話が進まない。だから学校ではどうするかというと、その子ども、保護者との関係をしっかり築いて、今すぐには相談できないけど、1年後とか1年半後とかを見越しながら関係を築いていく。話ができる関係になってから、何年かしてからお話しすると、かつてはノーだったのがイエスになってくるというのはたくさん経験をしています。それで、遅れることがあるんですけど、気長に保護者の方とお付き合いしながら、学校への信頼感を高めていくということが一番でした。

保護者の支援として結構よかったと思うのが、民生児童委員の方々に、地域のことを一番ご存知ですので、陰になり日なたになり、保護者の方の所を訪ねて行って世間話をしたりすることで、保護者の方の心が緩むといいですか、地域の方々が関わると、その地域にいるというネットワークが、保護者の方にも気持ちのネットワークのようなものができて、その辺からも支えてもらいました。そして、学校は子どもの教育を支えていくという形で、そういう連携をやつていってうまくいった例も実際にあります。どちらかというと、閉じこもり型のお母さんだったのですが、学校との相談が進んでいくと、その裏には民生委員さん方の普通の何気ない会話とか、時々訪問してお話をするという支えが非常にありがたかったことがあります。そういうことで、学校現場は一次支援のところなのですが、そこにいろいろな情報が入ることによって、そこで次につなぐということがしやすくなるかなというのが私の感想です。

(菊池会長)

ありがとうございました。今のお話をおうかがいしながら、学校や園でお子さんの発達についての気づきを得られて、それから徐々に一次支援、二次支援、そして包括支援といったようなプロセスを経ていくと。おそらく、ネットワーク型発達支援システムを始めたコンセプトというのは、まだ必要なかなと思います。結局、保護者が動かないと様々な支援が得られないことになると、どうしても抜け落ちてしまう部分がある。保護者にとって、学校や園は、申請主義ではなく、普通に行っているところなので、まずはそこを窓口にして支援に繋げていく。この形は、発達障がいであるとか、発達障がいの可能性があるとかまではいかない、子育ての問題や様々な問題を抱えているという方にとっては、有効かなと思います。その上で、どのようにこの状況を整理していったら、子ども発達支援センターの機能を捉えなおしていくと、地域支援班を立ち上げるといった話が出ていますが、もし地域支援班を立ち上げるならば、どのようなことを展開してもらいたいなど、委員の方からありましたら伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。

(大谷委員)

これまでも、保育幼稚園課からつばめさんくらぶのスタッフが、園訪問をして、園の中でいろいろな工夫を

しても上手くいかないお子さんへの対応の仕方を、専門的な視点から支えていくようなことが提供できていたと思います。ですが、つばめさんくらぶのスタッフもその訪問支援が難しくなっている。子ども発達支援センターがつばめさんくらぶの担っていた訪問支援の部分をしていただいた方が良いかと思います。他にも、いろいろな課題があるとは思いますが、少なくともその部分は子ども発達支援センターの方でカバーしていかないと、園の中で工夫して頑張っているのだけれども、専門家の支援が届かないということになると、少し不十分かなと思います。先ほども言いましたが、県のシステムの中では二次支援のところから園に行く形になっている。ところが、熊本市の場合は子ども発達支援センターが直接一次支援の場所に出向いていく形を取っている。児童発達支援センターの方から出向いてくれといっても、それは難しい状況であると思います。

(菊池会長)

法的に言えば、実はそこは児童発達支援センターが対応してもらわないといけない。

(大谷委員)

形はそうなっているけれども、数も多いですし、児童発達支援センターにどんどんやって下さいといっても、それは現実的に難しい話なので。

(菊池会長)

それは、やはり行政的なバックアップが必要ということですね。気になるのは、実際に子ども発達支援センターがアウトリーチする形で園に行き、直接支援をしていくこととなると、子ども発達支援センターの資源が足りるのかが課題になりますよね。先ほどの組織図の中でも、これだけのスタッフでやっているというのがある、さらに支援の件数でいくと、一人でどれだけ担っているのかという話になりますよね。さらに言えば、初期支援であったり、子ども発達支援センターで既に抱えている部分でもいっぱいいっぱいですよ。特に、ネットワークの図でいくと、検査、診断、情報交換等、専門的な医療機関で本来やるべき施設が、熊本市では不足している傾向にあると思います。その部分も子ども発達支援センターで担っている面もある訳ですよ。その部分が今後どうなるのか。いかがでしょうか。

(子ども発達支援センター松葉佐所長)

現在、発達相談に続いて、医学相談の部分も大体全体の半以下ですよ。理想では、全体に関わっていくことだったのですが、今年度から、ドクター2名が常勤で就くことができましたので少し、余裕が出てきました。そうしますと、医学相談では診断告知をする訳ですけども、重大なことですので慎重な配慮の下に、以前より頻繁に関わったスタッフとディスカッションを行えるようになりましたので、その点では良かったと思います。より丁寧にやろうとすると、いっぱいになる可能性はあります。他の医療機関では、治療したりしますので、待機が長くなっている状況だと思います。子ども発達支援センターは約2か月待ち、他の医療機関に比べればかなり短いと思います。はっきりした見通しはまだ持っていません。

(菊池会長)

ありがとうございます。

(障がい保健福祉課田上主事)

先ほどから、児童発達支援センターの役割というところが話題に出てたかと思います。そもそも児童発達支援センターというものは、平成24年の児童福祉法の改正によりできた機能で、もともとは児童デイサービスということから、児童発達支援センターへと移行してきた流れがあります。

それ以前よりですね、障害者総合支援法の中で位置づけられる、障害児等療育支援事業というのが、平成24年より以前からずっと、地域生活支援事業という位置づけの中で行われてきた事業があります。これが今現在も細々と残っているような状況です。

この事業が児童福祉法の改正で、障害児通所支援事業が法定支給サービスにされた以降も継続して行われているという理由の一つとしては、主に障害児等通所支援を使うにあたっての受給者証につながらないお子さんや、障がい受容の難しい保護者への受け皿として、今現在も残されています。この障害児等療育支援事業は、児童発達支援センターが主に担っていただいています。

二次支援機関として位置づけられている児童発達支援センターが、それ以外にどのような役割を担っていたかという、法律上としては地域の拠点となる二次支援機関となることと位置づけられてはいますが、現状としては二次支援機関としての機能を果たせていないと言いますか、制度上なかなかそれを担っていくことが難しいという現状があります。さらに時代が進む中で、平成24年の法改正から平成30年度になるにあたって、児童発達支援事業所や放課後等デイサービスなどの地域の事業所が数としては充実していきただけ

すが、質的な部分で課題が出てきたところであります。そういった地域の事業所と児童発達支援センターとの連携も不足している面もありまして、その点、障がい保健福祉課も課題として考えております。

今後、児童発達支援センターに拠点として二次支援機関としての機能を果たしていただきたい思いがあります。

現在、児童発達支援センター機能強化事業を新たにできないかと検討を進めております。この児童発達支援センター機能強化事業の中では、児童発達支援センターの中で1人、専属の職員を置いていただき、その方に地域の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの事業所の拠点となっていただき、二次支援機関として、事業所への後方支援の役割を担っていただくような機能としての位置づけができないかなと考えております。

(菊池会長)

ありがとうございます。また、新たな事業ができましたけれど、同じく地域支援班の行っていく部分とバッティングするかもしれません。もし、それができるのであれば、子ども発達支援センターの行う地域支援は、二次支援に対する地域支援であるという位置づけになるのかなと思います。そのあたり、事業が実施できるかどうか予算的な裏付けが必要なのだと思いますので、状況を整理していただきながら、体制に反映させていただければと思います。では、時間が近づいてきましたので、これだけは言っておきたいということはいかがでしょうか。

(守本委員)

すみません。少し時間をいただきたいのですけれども。子ども発達支援センターの課題というところで考えていったときに、先ほどから上がっている通り、園や小学校、中学校、高校、支援学校と障がい保健福祉課など他の課、福祉だけでなく、教育、保健等、いろいろな行政各課をみても、いろいろなところが絡んでいるところがあって、なかなか一元的にいかない部分はあるのかなと思います。新しい事業も始まる中で、児童発達支援センターを活かしていくことになると思います。

では、その中で子ども発達支援センターはどのような役割を担うのかなど、包括的に話し合いを持った上で考えていく必要があると思います。やはり、市の事業ですので、市の中で子ども発達支援センターがどのような位置づけなのか、もう一度立ち返り、児童発達支援センターだけではなく、子ども発達支援センターも生かしながら、その児童発達支援センターをうまく活用していくような方法を考えていってもらいたいと思うところです。今日、いろいろな話をきかせていただいて、とても大変なところではあると思うのですが、もう一度原点に立ち返り、子ども発達支援センターが10年という節目を迎えて、こういう会議を設けて、課題を整理して、もう一度というところで、市全体としてしっかり考えていただきたいなど思います。

(菊池会長)

ありがとうございます。今日の皆様からのご意見を踏まえた上で、子ども発達支援センターの事務局の方にネットワーク作りといいですか、障害児支援体制を検討していただくこととなると思います。先ほど、お話ししました通り、ネットワーク型発達支援システムによって、何を目指していくのか、その基本コンセプトを、ただ役割を整理していくだけでなく、どういうネットワーク型発達支援システムを熊本市は理想を掲げて目指していくのか、ビジョンを明確に出して、それが見えるかたちの支援システムにしていきたいなという思いはあります。

IBR型ではない、CBR型の特徴をネットワーク型発達支援システムに活かしていくことが求められるのではないかと思います。

それでは、一旦時間になりましたので、議論の方は閉じさせていただいて、次回の会議の開催日程について、事務局の方よろしいでしょうか。

(子ども発達支援センター松葉佐所長)

次回は、来年の同じ時期、1月初めでよろしいでしょうか。1月10日もしくは17日はいかがでしょうか。開始時間は18時からよろしいでしょうか。

(菊池会長)

それでは、以上で議事を終了いたします。進行を司会にお返しいたします。

7 閉会

(事務局)

略